

## 佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年佐賀県東部工業用水道規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</u></p> <p><u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における<u>情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>	<p><u>佐賀県東部工業用水道に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程</u></p> <p><u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における<u>情報通信技術の利用については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。